

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十年三月六日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

今田卓美 不明

今田香 不明

松原清三郎 不明

大平平一郎 不明

平田隆 不明

ビツケル・ステファン 不明

二 送達すべき書類の名称

県道三原竹原線改築工事（広島県三原市小泉町地内）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所 在	地 番	地 目	地 積	裁決手続をする土地を			
				公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)
三原市小泉町字窟堂山	三原市小泉町字窟堂山	三原市小泉町字窟堂山	二五一番三	山林	保安林	二五四番二〇	二五一番四
保安林	保安林	保安林	一一	一一・〇六	一一・〇六	二二八	四五二五・九六
二二八・二〇	二二八・二〇	二二八・二〇	一一・〇六	一一・〇六	一一・〇六	二二八・二〇	四五二五・九六

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十年三月二十日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。